



# 新たに創設された優遇税制を活用して 効果的な設備投資を

文/田村信勝 (TOMAコンサルタンツグループ/TOMA税理士法人 税理士・財務コンサルタント)

企業の設備投資の水準は、長年に亘って減価償却費やキャッシュフローの範囲内に留まっていました。このため、設備は老朽化・劣化し、生産性の伸び悩みの要因となっています。こうした状況を打破するために、生産性の向上につながるような、先端的な設備への投資や、生産ライン・オペレーションの改善のための設備投資に対して、税制面での優遇措置が設けられました。今回は、この新たに創設された生産性向上設備投資促進税制の内容について解説します。

## 1 優遇内容

### 【特別償却または税額控除の選択適用】

適用年度	特別償却	税額控除*1
2016年 3月31日まで	即時(100%)償却	取得価額の5% (建物、構築物は3%)
2017年 3月31日まで	取得価額の50% (建物、構築物は25%)	取得価額の4% (建物、構築物は2%)

\*1 法人税額の20%が限度

## 2 適用期間

産業競争力強化法施行日～2017年3月31日(左記の期間内に取得したものに限り)

## 3 対象となる設備

産業競争力強化法に規定される次の設備

①先端設備 ②改善設備(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)

### 【先端設備の要件】

種類	取得価額	用途・細目	販売開始*3,4
機械装置	160万円以上	限定なし	10年以内
工 具	120万円以上*2	ロール	4年以内
器具備品	120万円以上*2	冷凍機付陳列棚、冷暖房機器、電気冷蔵庫、試験・測定機器、サーバー用PC*1など	6年以内
建 物	120万円以上	断熱材および断熱窓	14年以内
建物付属設備	120万円以上*2	照明設備、冷暖房、昇降機設備など	14年以内
ソフトウェア*1	70万円以上*2	設備の稼働状況等の情報収集・分析等をするもの	5年以内

\*1 中小企業等が取得等をするものに限る

\*2 一事業年度における合計額で判定することも可能

\*3 最新モデルであること(取得等をする年度およびその前年度であるモデルを含む)

\*4 旧モデル比で生産性(生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するものであること(ソフトウェアを除く)

### 【改善設備の要件】

- ・経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された設備
- ・投資計画における投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)
- ・取得価額が一定規模以上(①の対象資産に加えて120万円以上の構築物)

## 4 留意点

2014年4月1日前に終了する事業年度において対象資産の取得等をした場合には、2014年4月1日を含む事業年度での適用となります。適用時期が取得年度と異なる場合もありますので、適用時期に注意してください。また、既存の中小企業投資促進税制についても適用範囲の拡充や税額控除割合の上乗せが行われております。これらの制度を活用して上手に節税をしましょう。

TOMAコンサルタンツグループ株式会社 URL <http://www.toma.co.jp/>  
TOMA税理士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館3階 電話:03-6266-2555